

# せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

せいかつ ほ ご そうだん かた  
～生活保護を相談される方へ～



せいかつ ほ ご りよう  
生活保護を利用するにあたって、し  
知っておいていただきたいことを説明しています。せつめい

わ  
分からないことや相談がある方は、えんりよ  
遠慮なく福祉事務所へ相談してください。そうだん



い ま り し ふ く し じ む し ょ  
伊万里市福祉事務所

令和8年4月発行

# 1. 生活保護とは

私たちは、病気やケガ・心身の故障・高齢・ひとり親家庭などの理由で、十分な就労  
ができないことで収入が減ってしまい、親・子や兄弟姉妹たちに援助を頼んでも生活が  
できず、生活費などに困ってしまうことがあるかもしれません。

そのようなときに、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら、自分たちの力  
で生活できるようになるための手助けをするのが生活保護制度です。

この制度は、生活保護法に基づいて行われ、暮らしに困っているときに生活保護を受け  
ることは国民の権利ですから、どなたでも申請をすることができます。

## 日本国憲法第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進  
に努めなければならない。

# 2. 生活保護の相談・申請をするには

生活に困っている、生活保護制度を利用したい場合は、お住まいの地域にある福祉  
事務所に相談ください。

相談にあたっては、伊万里市福祉事務所の相談員が対応します。お困りごとをお聴き  
し、生活保護の利用だけでなく、問題の解決策と一緒に考えます。相談のある方は、  
伊万里市福祉事務所の相談員までお声かけください。

なお、相談内容が第三者に知られる心配はありませんのでご安心ください。



### 3. 生活保護を受ける前に

- (1) 持っているすべての能力を、自立に向けて努力をしてください。働くことができる人は、持っている能力に応じて働く必要があります。
- (2) 持っている資産は活用あるいは処分することにより、生活費に充てる必要があります(貯金や不動産、保険の解約金、自動車の売却代金など)。個別の事情によっては、保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。
- ※資産を処分しなければ生活保護の申請ができない訳ではありません。
- ※自動車の所有・運転は、原則として認められていませんが、障がいをお持ちの方が病院に通うために必要な場合や、仕事にどうしても使う必要がある場合、短期間で生活保護から自立する見込みがある場合など、所有や運転が例外的に認められることもあります。所有や運転が認められるかどうかは、生活保護申請の後に福祉事務所で判断をし、通知します。
- (3) 年金や手当など、ほかの法律等で受けられる援助は生活保護費よりも優先して受け取る必要がありますのですべて受けてください。
- (4) 可能な場合は、親、兄弟姉妹、子どもなどの扶養義務者から援助を受けてください。(援助が可能な親族がいることで、生活保護が受けられないということではありません)
- (5) 現役暴力団員及びその者と事実上生計を一にする者は生活保護を受けることができません。



## 4. 生活保護利用までの流れ

生活保護の意思を確認してから、申請をしていただき、次のような手続きにより決定します。

### ① 相談

現在のお困りの状況や、そこに至った経緯等について、お話をお聴きします。生活保護制度について説明をさせていただくとともに、他の制度が活用できる場合は優先してご案内します。  
※個人の秘密は固く守りますのでご安心ください。

### ② 申請

申請したいとの意思がある方はどなたでも申請ができます。保護の申請を希望される場合は、保護申請書を提出していただきます。また、保護決定や調査に関する資料（収入・資産申告書、通帳の写し、生命保険証書、給与明細等）についても提出をお願いします。

### ③ 調査

地区担当員（ケースワーカー）があなたのご家庭を訪問し、生活状況や収入、資産、扶養義務者の状況等の調査に加え、銀行、生命保険会社などへ調査を行い、生活に困っておられる状況や生活保護を受けるための要件を満たしているか審査します。

### ④ 決定

申請があった日から原則14日（特別な事情がある場合は30日）以内に生活保護を受けられるかどうかを決定し、書面でお知らせします。

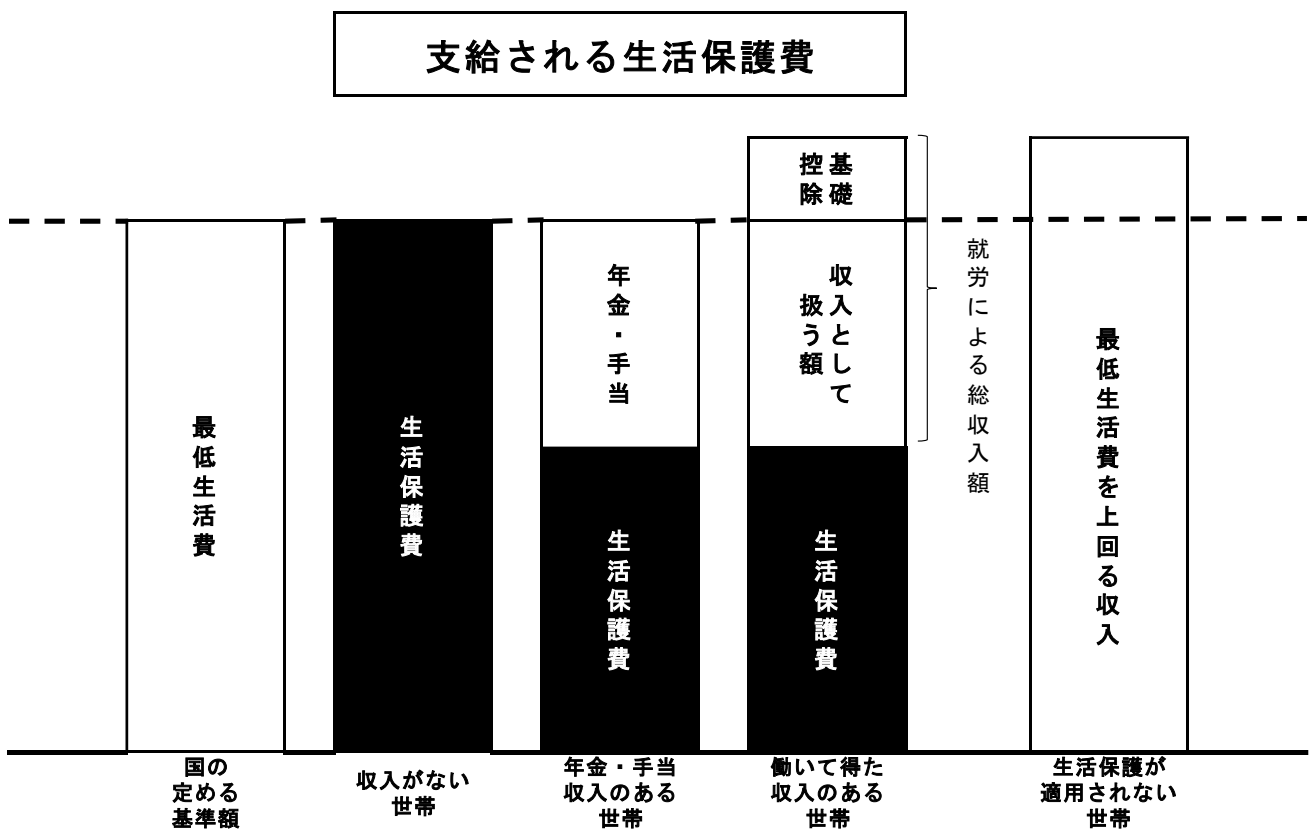


## 5. 保護の決定・保護費の仕組み

生活保護は、世帯を単位に決定します。世帯とは、世帯員が「一緒に生活していて、生計をともにしている」状態のことをいいます。よって、血縁関係や婚姻関係がなくても、世帯として一緒に生活している実態があれば、同一の世帯として判断します。また、居住が別でも生計が一緒であれば、同じ世帯として取り扱う場合があります。

また、国の定める基準によって計算される、1か月当たりの最低生活費と世帯の収入を比較して判定します（収入には、働いて得た収入のほか、年金、手当、仕送りなども含まれます）。

収入が最低生活に満たない場合、その足りない部分を補うために生活保護が支給されます（世帯の収入が最低生活費を超える場合、生活保護費は支給されません）。



※生活保護は、それぞれの世帯に応じて必要な経費を、8種類の扶助に分けて国の定めた基準により支給します。また、一時的な必要に応じるための扶助もあります。

## 6. 生活保護利用中に保障されていること

- (1) 正当な理由なく、既に決定された保護を不利益に変更されることはありません。
- (2) 保護金品には、租税、その他の公課を課せられることはありません。
- (3) 保護金品、または保護を受ける権利を差し押さえられることはありません。

## 7. 生活保護利用中に守っていただくこと

### (1) 生活上の義務（法第60条）

働ける人は能力に応じて働き、自ら健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握し、支出の節約を図るなど、生活の維持・向上に努めなければなりません。保護利用中は、自分の健康保持・増進に努め、計画的に家計をやりくりし、健康でより良い生活状態を作りあげるよう努めましょう。

- ①生活保護は、「自立」を最終目的とした制度です。常に自立の意欲を持ち続け、生活をより良くするために、働ける人は収入を得るためにその能力を活用してください。

病気の人は、医師の指示に従い、入院・通院し、健康になるよう努めてください。

- ②生活保護は、「最低生活」の保障です。常に計画的な支出と節約を心がけ、生活の質を維持向上させるよう努めてください。

### (2) 届け出の義務（法第61条）

次の場合は、すぐに福祉事務所に届け出てください

- ①給与や年金、手当、仕送りなどを受け取るようになった場合、その金額が増えたり、減ったりしたとき

- ②仕事を始めたり、変わったり、辞めたりしたとき

- ③入院、退院したとき、通院先の病院が変わったとき

- ④家族が増えたり、減ったりしたとき

- ⑤その他、生活状況に変化があったとき

- ⑥福祉事務所が指定した書類（収入申告書、求職活動報告書、給与明細書など）を定期的に提出しなければなりません。

⑦交通事故に遭った場合は、すぐに福祉事務所に報告してください。

(示談金等は、原則として生活保護費に充当する(福祉事務所へ返還してもらう必要があります。))

### (3) その他

①生活保護申請後は、原則として自動車の保有と使用(運転)は車の名義(自分、親族、知人、レンタカー)にかかわらず認められていません。

②担当者(ケースワーカー)が定期的にご家庭を訪問し、生活状況を確認します。ケースワーカーが行う生活の維持・向上や自立のために必要な指導や指示には従ってください。また、訪問調査に応じていただけない場合は、生活保護を利用できなくなる場合があります。

#### ○生活保護法第27条 指導及び指示について

あなたの生活の維持、向上をはかり、適正な保護を行う目的で福祉事務所が指導・指示をしたときは、守ってください。正当な理由がなく指導・指示を守っていただけないときは、生活保護の変更、停止、廃止をすることがあります。

#### ○生活保護法第85条 罰則について

届け出をしなかったり、嘘の届け出をして不正に保護を受けた時は、保護を継続することができなくなったり、刑法により罰せられることがあります。

## 8. 民生委員について

民生委員とは、厚生労働大臣の委任を受けて社会福祉全般にわたって皆さんの相談相手となる人です。

福祉事務所との協力関係にありますので、お困りのことがありましたら、お近くの民生委員にもぜひご相談ください。



## 9. 生活困窮者自立支援事業について

生活保護を受けるまでには至っていない方で、生活に困窮している方には、来所等による相談受付やご家庭への訪問支援を行っています。抱える課題を把握し、他制度・他機関へのつながりも含めて、自立に向けた計画を立て継続的に支援します。

ご利用を希望される方は、伊万里市生活自立支援センター（伊万里市社会福祉協議会）へご相談ください。

相談連絡先：伊万里市社会福祉協議会 TEL：0955-22-3931

（受付時間：9時～17時 土・日・祝休み）



### 【問い合わせ先（連絡先）】

伊万里市福祉事務所

福祉課 保護係

電話（直通）：

0955-23-2168

開庁時間：

平日8時30分～17時15分